

津山市地域材利用新築住宅補助金交付要領

(趣旨)

第1条 市長は、地域材の積極的な使用を推進することにより、津山市内(以下「市内」という。)の林業の振興と地域経済の活性化及び定住人口の増加及び少子対策化を進め、また、世代間の相互扶助を図ることを目的として、市内に自ら居住のための一戸建木造住宅を建築する者に対し、予算の範囲内において津山市地域材利用新築住宅補助金(以下「新築補助金」という。)及び三世代世帯等での居住を促進する補助金(以下「三世代等補助金」という。)及びJAS認定材の利用を促進する補助金(以下「JAS材促進補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、津山市補助金等交付規則(昭和42年津山市規則第13号)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- (1) 地域材 岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例(昭和32年岡山県条例第21号)第3条の登録を受けている製材業者が製材した国産材製材品(皮剥等の加工丸太を含む。)のうち、25%以下の含水率に至るまで乾燥させた製材品をいう。
- (2) 定住 市内に住宅を有し、住所地として住民基本台帳に記載され、かつ当該住所生活を本拠とすることをいう。
- (3) 世代 交付を受けようとする者及びその配偶者を一つの世代とし、その直系の親・子等をそれぞれ一世代とする。ただし、配偶者がいるかどうかは問わない。
- (4) 三(二)世代世帯 前号に記載した世代のうち、三(二)つ以上の世代が世帯を一つにして同居している世帯をいう。
- (5) 子 親の一親等の卑属又はその配偶者をいう。
- (6) 孫 親の二親等の卑属で、申込日に中学生以下の者をいう。ただし、子が出産予定である場合は、申込日に子が母子健康手帳を取得していること。
- (7) JAS認定材 市内のJAS認定を取得した事業所の地域材。

(補助金の交付対象者)

第3条 この要領による補助金の交付対象者(以下「交付対象者」という。)は、第1号から第6号及び第11号、第12号、第13号に該当し、並びに第7号から第10号までに該当する住宅を取得するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、自ら居住するために市内に一戸建て木造住宅を新築する者又は市外に住所を有し、自ら居住するために市内に一戸建て木造住宅を新築した後、速やかに本市に住民登録する者(建売住宅も含む。)また、台所、便所、浴室があり独立した生活を営むことができること。
- (2) 補助金の交付を受けた日から市内に3年以上定住することを誓約する者。ただし、三世代等補助金の交付を受ける場合には、補助金の交付を受けた日から市内に3年以上三世代世帯等で定住することを誓約する者。
- (3) 交付対象者及び同一世帯の者全員に、市(区)町村税、国民健康保険料、介護保険料の滞納が無いことを書面で確認できる者。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でない者。
- (5) 国及び地方公共団体等が実施する事業において移転補償を受けて新築をしない者。
- (6) 市が実施する地域材利用促進のための普及啓発に協力できること。
- (7) 第4条に定める主要構造部材に、地域材を8 m³以上使用する住宅。
- (8) 延床面積(住宅部分の床面積)が80 m²以上の住宅。
- (9) 建築基準法に基づく確認済証の交付日及び建築工事届の受理日が、第8条の規定による補助金の交付申請の年度の前年4月1日以降の住宅。
- (10) 第4条に定める主要構造部材の施工が完了し、補助申請年度末までに現地確認が可能な住宅(建売住宅の場合は、売買契約を締結し、第8条の規定による補助金の交付申請ができること)。
- (11) 市内に事業所を有する法人又は個人事業者(建築施工業者)が建築する住宅。
地域乾燥材に係る乾燥材製材業者、製材業者又は納材業者のうちいずれかの業者が、市内に事業所を有する法人又は個人事業者であること。
- (12) 三世代等補助金及びJAS材促進補助金の交付対象者は、平成26年7月15日以降に棟上げする住宅で、第6条に示す津山市地域材利用新築住宅補助金交付申込書(様式第1号)及び第8条に示す津山市地域材利用新築住宅補助金交付(変更)申請書(様式第4号又は様式第4号の2)を変更できる者。
- (13) その他市長が必要と認める要件。

(補助対象となる木材の用途)

第4条 対象となる木材の用途は、主要構造部材(土台、大引、根太、柱、間柱、筋交、梁、桁、束、母屋、棟木)とする。

(補助金の額)

第5条 新築補助金の交付対象者、三世代等補助金の交付対象者、JAS材促進補助金の交付対象者の補助金額は別表第1のとおりとする。

- (1) 三世代等補助金の交付回数は、同一世帯に対して1回限りとする。
- (2) 交付対象者は、新築した住宅の所有者のうち一人でなければならない。
- (3) 交付対象者は、新築した住宅の固定資産税の納税義務者とならなければならない。

(申込み)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、原則として棟上げ20日前までに津山市地域材利用新築住宅補助金交付申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、建売住宅の場合は、販売する者において申込みができるものとし、下記の完納証明書及び住民票の提出は、省略できるものとする。

2 申込書には、次の第1号から第8号及び第12号に掲げる書類を添付する。ただし、三世代等補助金を申込む時は、第7号から第11号の必要書類を添付する。

- (1) 津山市地域材利用新築住宅補助金確約書(様式第2号)
- (2) 建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)第6条第1項第2号及び第4号に掲げる建築物については確認済証の写し、その他の建築物については同法第15条第1項の建築工事届の写し(第8条の規定による補助金の交付申請の年度の前年4月1日以降のものに限る。)

- (3) 住宅の平面図
- (4) 位置図
- (5) 市税等の完納証明書(申込者)
- (6) 現住所の住民票(申込者)
- (7) 市税等の完納証明書(世帯全員)
- (8) 定住誓約書
- (9) 現住所の住民票(世帯全員)
- (10) 親と子と孫の相続関係が確認できる書類(戸籍謄本)
- (11) 母子健康手帳の写し(子が出産予定の場合)
- (12) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付予定者の決定)

第7条 補助金交付予定者の決定は、先着順とし、それぞれの期間及び対象戸数は毎年度、別に示すこととする。

2 市長は、第6条に定める申込みがあったときは、速やかに内容を審査し、交付要件を満たしていることを確認する。

3 市長は、前項の審査結果を補助金交付予定者決定通知書(様式第3号又は様式第3号の2)により申込者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 第7条の規定により補助金の交付予定決定を受けた者(以下「交付予定者」という。)は、原則として第4条に定める主要構造部材の調査ができる棟上げ10日前までに、津山地域材利用新築住宅補助金交付申請書(様式第4号又は様式第4号の2。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、建売住宅及び第8条2項第7号の添付書類が欠ける場合は、現地調査依頼書(様式第15号)に必要書類を添付し提出するものとする。

2 申請書には次の第1号から第4号及び第7号に掲げる書類を添付する。ただし、三世代等補助金を申請するものは、第7号に掲げる書類を添付し、JAS材促進補助金を申請する者は、第5号第6号に掲げる書類を添付する。

(1) 地域産乾燥材使用証明書(様式第5号又は様式第5号の2)

(2) 地域産乾燥材納材証明書(様式第6号又は様式第6号の2)

(3) 地域産乾燥材納材内訳書

(4) 納材業者から入荷した地域産乾燥材の確認写真

(5) JAS 認定材利用計画書(実績)及び確認写真

(6) JAS 認定材証明書

(7) 現住所の住民票(申込時より変更がある場合は添付)。ただし、三世代等補助金の申請の場合は、世帯全員の住民票が同一になった後に申請しなければならない。

(8) その他市長が必要と認める書類

3 建売住宅の場合は、対象住宅の購入者が申請するものとし、申請書のほかに売買契約書の写し及び第7条第3項の補助金交付予定者決定通知書の写しを添付する。

4 市長は、第9条後段の規定による建売住宅及び三世代等補助金を申請する者で世帯全員の住民票が同一にならない申込者に係る事前の現地調査を行った場合には、調査結果を津山市地域材利用新築住宅補助金現地調査結果通知書(様式第9号又は様式第9号の2)により申請者又は申込者に通知するものとする。

(現地調査等)

第9条 市長は、第8条第1項の規定による申請書を受理したときは、第4条に定める主要構造部材のうち地域産乾燥材の使用量を審査するとともに、現地調査を行う。この場合において、第7条の規定による補助金交付予定者決定を受けた建売住宅で、建売住宅の購入者が第8条の規定による申請をする前に棟上げを実施する場合及び交付予定者の決定の前に棟上げを実施する場合及び三世帯等補助金を申請する者で世帯全員の住民票が同一にならない申込者には、原則として棟上げ10日前までに第8条第2項各号に規定する書類を添付し、現地調査依頼書(様式第15号)を申込者に提出させ、現地調査を事前に行うものとする(交付予定者及び建築業者等は現地調査に協力すること。)。

2 現地調査については、市長が任命した職員が、別に定める基準に基づき行うこととする。

3 市長は、調査員証(様式第7号)を毎年度ごとに交付することとする。

4 市長は、現地調査等の結果、適当と認めた場合には、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、津山市地域材利用新築住宅補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第8号)により申請者に通知し、不適当と認めた場合には、第7条の規定による補助金交付予定者決定を取消すものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条第4項の規定により補助金交付決定及び額の確定通知を受けた者は、速やかに津山市地域材利用新築住宅補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。また、三世帯等補助金の場合は、世帯全員の住民票が同一になった住民票を提出後、請求しなければならない。

(補助金の支払)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第12条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 提出書類に事実と異なる内容を記載し、又は補助金の交付に関し不正な行為があったとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 市長が特に必要と認めたとき。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する

付 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する

付 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する

別表第1(第5条関係)

区 分	交付対象条件		補助金
新築補助金	市内に事業所を有する法人又は個人事業者(建築施工業者)が建築する住宅	地域乾燥材に係る乾燥材製材業者,製材業者又は納材業者のうちいずれかの業者が,市内に事業所を有する法人又は個人事業者	300,000円
		地域乾燥材に係る乾燥材製材業者,製材業者又は納材業者のすべての業者が,市内に事業所を有する法人又は個人事業者	400,000円

区 分	交付対象条件		補助金
三世代等補助金	新築補助金の交付対象条件に該当し、世帯全員の住民票が当該年度の3月31日までに市内にあること	三世代以上で居住するため新築する者で3年間以上継続して市内で居住する者	300,000円
		市外から二世代以上で定住目的のため新築する者で3年間以上継続して市内で居住する者	

申込時より1年間以上市外に住民票があること。

区 分	交付対象条件		補助金
JAS材 促進補助金	新築補助金の交付対象条件に該当している住宅	主要構造部材に,地域材を8m ³ 以上使用する住宅で,その内8m ³ 以上JAS認定材を利用した住宅	100,000円

第5条関係（別表1）

第3条に該当し、次の条件を満たす者は、10万円の加算をする。

条 件	別途提出物	備 考
津山市内の JAS 認定製材工場を利用して、地域材 8 m ³ 以上使用する住宅	・ JAS 認定材利用計画書（様式第 13 号） ・ JAS 認定材証明書（様式第 14 号） ・ JAS 認定材確認の写真	主要構造部材に係る認定工場証（写）

第5条関係（別表2）

（補助金の交付対象者）

第3条に該当し、次の条件を満たす者は、30万円の加算をする。

条 件	別途提出物	備 考
三世代以上で同居するために市内に一戸建て木造住宅を新築する者	・ 世帯全員の住民票 ・ 世帯全員の完納証明書 ・ 定住誓約書（様式第 7 号）	
二世代以上で市外から同居するために市内に一戸建て木造住宅を新築する者	・ 世帯全員の住民票 ・ 世帯全員の完納証明書 ・ 定住誓約書（様式第 7 号）	・ 申込み時より 1 年間以上市外に住民票があり、市内に定住目的で一戸建て木造住宅を新築する者 - 一世代以上が申込時に、市外に住民票がある者